

(2) 「(ウ) 切れ目のない在宅医療と介護の提供体制の構築推進」の検討部会（ワーキングチーム）の設置について

事務局案

検討部会の組織及び運営について

- ・ 委員の中から検討部会員（以下「部会員」）を選出(設置要綱第 6 条より)
- ・ 選出された委員の中から部会長、副部会長、書記を選出
- ・ 検討する課題によって、外部の参考人（地域の医療機関、介護サービス事業所などの職員）を招いて討議
 - 参考人の依頼は事務局が行う
- ・ 検討部会の開催日時や頻度は各検討部会に一任
- ・ 会議を行う場所は市で管理する会議室や施設を提供

検討部会の地域別の設置

- ・ 部会員の担当地域について

案
3 つに分割

- 北部...常磐自動車道より北の地域
- 中央...北部と南部の間の地域
- 南部...三郷放水路より南の地域

決定

案
2 つに分割
【参考資料 3】

- 北部...地域包括支援センターみずぬま(第 1)、同早稻田(第 2)、同しいの木の郷(第 3)の地域
- 南部...地域包括支援センター悠久苑(第 4)、同みさと南(第 5)の地域
(28 年 4 月以降は第 6 圏域も追加)

チームの役割

- 1) 今回までの調査で抽出された意見から出た課題の検討
- 2) 地域特有の課題の抽出及び検討
 - 例 地域にある医療機関と介護事業所が調整を行う上で障害となっている問題など
- 3) 情報共有ツールの詳細の検討
 - 例 各団体より抽出された共通様式の内容